

世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策における主な取得財産の処分制限期間(耐用年数)

「農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年4月30日農林省令第18号)」に拠る

財産の名称、構造等	具体例	耐用年数
構築物		
農林業用のもの		
主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造のもの		
その他のもの	コンクリート製水路、現場打ち水路	17
主として金属造のもの	ゲート、バルブ、柵	14
主として木造のもの	水田魚道(一筆型)、柵	5
その他のもの		8
舗装道路及び舗装路面		
コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの	コンクリート舗装、砂利舗装	15
アスファルト敷又は木れんが敷のもの	アスファルト舗装	10
前掲のもの以外のもの		
金属造のもの		
送配管		
鋳鉄製のもの	鋳鉄管	30
鋼鉄製のもの	鋼管	15
合成樹脂造のもの	塩ビ管、合成樹脂管	10
車両及び運搬具		
前掲のもの以外のもの		
その他のもの		
その他のもの	一輪車	4
工具		
治具及び取付工具	ドライバー	3
切削工具	のこぎり	2
前掲のもの以外のもの		
主として金属製のもの		8
その他のもの		4
器具及び備品		
家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品(他の項に掲げるものを除く。)		
事務机、事務いす及びキャビネット		
主として金属製のもの	机、椅子	15
その他のもの	机、椅子	8
事務機器及び通信機器		
電子計算機、パーソナルコンピュータ(サーバー用のものを除く。)	パソコン	4
複写機、計算機(電子計算機を除く。)、金銭登録機、タイムレコーダー その他これらに類するもの	プリンター、記録媒体	5
光学機器及び写真製作機器		
カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	カメラ	5
看板及び広告器具		
看板	啓発看板	3
前掲のもの以外のもの		
ドラムかん、コンテナその他の容器 主として金属製のもの	金属製物置 (仮設や建物に該当しないもの)	3
機械及び装置		
農業用設備	ポンプ、草刈機	7
ソフトウェア		
その他のもの	事務支援ソフト	5